

職場のトラブルで悩んでいるみなさん

青森県労働委員会委員による

労働相談会

を利用しませんか？

毎月、労働相談会を開催していますので、お気軽にご相談ください。

- ◆労働者と事業主との間に生じたトラブルについて、青森県労働委員会の委員(※)が相談に応じます。
※公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）
- ◆県内の労働者、事業主の方が対象です。
- ◆費用は**無料**、秘密は**厳守**！
- ◆労働相談会を利用したい方は、下記の会場へお越しください。※予約優先のため、事前の電話予約をオススメします。
- ◆青森県労働委員会では、労働者・事業主の紛争解決を図るための「あっせん」も行っています。



労働相談会 開催日程

日	時	会 場
6月 3日 (火)	13 : 30～15 : 30	青森県 労働委員会
6月15日 (日)	10 : 00～12 : 00	
7月 1日 (火)	13 : 30～15 : 30	
7月13日 (日)	10 : 00～12 : 00	

アクセス
青森市新町2丁目
2-11
東奥日報新町ビル
4階



※開催日等については、変更することがありますので、あらかじめホームページ等によりお確かめください。
HPへのアクセスはコチラから！ →



青森県労働委員会事務局では、上記の労働相談会以外にも、執務時間中、随時労働相談を受け付けています！

労働相談ダイヤル(事務局職員対応)
0120-610-782

～お問い合わせ先～

青森県労働委員会事務局

青森市新町2丁目2-11
東奥日報新町ビル4階

電話番号 017-734-9832

電話予約もこちらからどうぞ！

※お車で越しの際は事前にご連絡ください。

